家電リサイクル法により町で収集・処理しないもの

2019年4月1日

エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機は、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) により、町では収集・処理できません。不要になった場合は、(1)から(3)までの、いずれかの方 法で処理してください。

対象機器

対象機器の名称

対象となるものの詳細

- 1. エアコン
- 1. 壁掛型のセパレートタイプ
- 2. 壁掛型のガスヒーターエアコン
- 3. 壁掛型のハイブリッドエアコン(石油、ガス・電気併用エアコン等)
- 4. マルチエアコン
- 5. 床置型のセパレートタイプ
- 6. 床置型のハイブリッドエアコン(石油、ガス・電気併用エアコン等)
- 7. ウインドタイプ
- 8. 室外機
- 2. テレビ
- 1. ブラウン管式テレビ、ブラウン管式VTR内臓テレビ
- 2. 液晶式テレビ、液晶式HDD・DVD等内臓テレビ
- 3. プラズマ式テレビ、プラズマ式HDD・DVD等内臓テレビ
- 3. 冷蔵庫・冷凍庫
- 1. 冷蔵庫
- 2. 冷凍冷蔵庫
- 3. ワイン庫(ワインセラー)
- 4. 冷凍庫(チェスト形、アップライト形、引き出し形)
- 保冷庫・冷温庫(ポータブル含む)
- 4. 洗濯機·衣類乾燥機 1. 洗濯乾燥機

 - 2. 全自動洗濯機
 - 3. 二層式洗濯機
 - 4. ガス衣類乾燥機
 - 5. 電気衣類乾燥機

1. エアコン

972 円 \sim 2、041 円

※ヤンマーエネルギーシステム(株)の製品のみ9,720円

2. テレビ

1,836円~3,688円

3. 冷蔵庫・冷凍庫

3,672円~6,037円

4. 洗濯機・衣類乾燥機 2, 484円~3, 310円

メーカーや機種によってリサイクル料金が異なります。詳しくは最寄りの郵便局窓口、または「(財) 家電リサイクル券センター (フリーダイヤル0120-319-640) 」へお問い合せください。

※郵便局で「家電リサイクル券」を購入する際、別途郵便局の振込手数料がかかります。

(1) 販売店回収処理

A. 買い換えの場合

新たな製品を購入したさい販売店に、引取りを依頼してください。

B. 買い換えでない場合

廃棄したい製品を購入した販売店に、引取りを依頼してください。

※リサイクル料金のほか、運搬料金がかかる場合があります。詳しくは販売店にお問い合せください。

(2) 自己運搬処理

郵便局にある「家電リサイクル券」でリサイクル料金を支払い後に、自身で下記のいずれかの「指定引 取場所」まで運搬してください。

会津管内の指定引取場所 (順不同)

1 名称:(株)会津丸三

住所:会津若松市河東町八田大野原205番地

電話:0242-94-2041

営業時間:午前9時から午後5時まで(日曜、祝日は休み)

2 名称:日本通運(株)会津若松事業所

住所:会津若松市神指町大字黒川字村北24番地の1

電話:0242-22-6417

営業時間:午前9時から正午、午後1時から午後5時まで(日曜、祝日は休み)

※「指定引取場所」では、「家電リサイクル券」の販売はおこなっておりません。

(3) 農機具等有料収集

町が年2回行う「農機具等有料収集」に申し込み、処理してください。

リサイクル料金の支払いも、同時に依頼できます。運搬料金は有料です。料金の詳細は業者に直接お問い合せください。(毎年6月、10月頃行います。)

(有) 坂下リサイクルサービス 電話 0242-83-3402

ごみに関するお問い合せ

三島町役場町民課町民係

住 所:〒969-7511

三島町大字宮下字宮下350番地

電 話:0241-48-5555 FAX:0241-48-5544